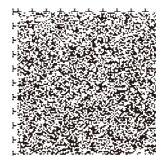


しょうがい ひと じん けん そん ちょう
「障害のある人の人権を尊重し
けん みる みな とも かがや
県民皆が共にいきいきと輝く
と やま けん じょう れい
富山県づくり条例」

し
を知っていますか？



じょうれい しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
この条例は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう しょうがい ひと あんしん
(障害者差別解消法) とともに、すべての障害のある人が安心して
く しゃかい もくてき
暮らすことのできる社会をつくることを目的としています。
しょうがい ひと ひと けんみん かがや
障害のある人もない人も県民みんながともにいきいきと輝く
と やま けん すす
富山県づくりを進めましょう。



この条例では、障害を理由とする差別を禁止しています。

○障害を理由とする差別とは？ ……次の2つがあります。

【不利益な取扱い】

障害があるというだけで、障害のない人と異なる取扱いをすること。
例えば、車いす利用や補助犬の同伴を理由に入店を拒否したり、障害があることを理由に施設の利用に条件を付けたりするなど、障害を理由として拒否や制限をしたり、条件を付けたりすることが該当します。



【合理的配慮の不提供】



障害のある人から何らかの配慮を求められた場合に、負担が重くなりすぎない範囲で、日常生活や社会生活を送るうえで制限や制約となっているもの（障壁）を取り除くことについて、必要な配慮を行わないこと。
例えば、災害時の避難所で、聴覚障害のある人がいるのに、必要な情報を音声でしか伝ええないなど、必要な配慮を提供しないことが該当します。

※ 県では、分野ごとに差別の具体例を記載したガイドラインを定めています。
また、企業等が開催する障害者差別に関する研修会等への講師派遣を実施しておりますので、お気軽に下記の間合せ先までご連絡ください。

○差別についての相談はどうするの？

…誰でも相談できる窓口を設置しています。

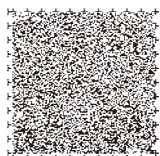
【地域相談員】

身体障害や知的障害、精神障害等に関する相談員及び民生委員・児童委員等が、日頃の様々な相談活動の中で差別についての情報提供等も行います。連絡先はお住まいの市町村障害福祉担当窓口へお問合せください。

【広域専門相談員】

障害を理由とする差別に関する専門員が、あらゆる相談（具体的な相談、関係者間の調整等）に応じます。

連絡先：富山県庁本館 1階 障害福祉課相談室（富山市新総曲輪 1-7）
電話 076-444-3959 ファックス 076-444-3494
メール ml-sabetsu-soudan@pref.toyama.lg.jp



←このマークは音声コード（Uni-Voice）です。スマートフォン（iOS/Android）無料アプリ Uni-Voice をダウンロードしてご利用できます。Uni-Voice は全ての読取製品に対応しています。

お問い合わせ先
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 富山県厚生部障害福祉課
TEL 076-444-3211 FAX 076-444-3494

https://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/kurashi/kenkou/shougaisha/jigyousha/kj00013327/index.html

※この印刷物は、障害者就労施設に発注しました。